

役員報酬等及び費用に関する規程

(目的及び意義)

- 第1条 この規程は、公益社団法人「小さな親切」運動本部（以下「運動本部」という。）定款第18条の規定に基づき、役員報酬及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図るものとする。
2. 運動本部は、この規程により、認定法第20条第2項に定める報酬等の支給の基準を公表するものとする。

(定義)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
 - (2) 常勤役員とは、前号の理事のうち、本運動本部を主たる勤務場所とする役員で、運動本部の業務を遂行し、事務局を統括する専務理事をいう。
 - (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
 - (4) 報酬等とは、その名称の如何を問わず、認定法第5条第13号で定める報酬等をいう。
 - (5) 費用とは、職務の執行に伴い具体的に発生する交通費、宿泊費及び手数料等の経費をいう。

(常勤役員報酬)

- 第3条 運動本部は、常勤役員に対し、報酬を支給することができる。
- 2 前項の報酬は、別表第Ⅰ「常勤役員報酬月額」の範囲内の月額とし、理事会及び社員総会の承認を経て決定する。
 - 3 運動本部は、常勤役員に対し、別表第Ⅱ「常勤役員賞与」に基づき、毎年6月及び12月に、役員賞与を支給することができる。
 - 4 常勤役員退職慰労金は、別表第Ⅲに基づき支給することができる。

(報酬の支給方法)

- 第4条 前条の報酬は、原則としてその全額を毎月25日に、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込み支払う。

(通勤費)

第5条 運動本部は常勤役員に対し、その通勤に要する費用として、通勤費を支給する。
その通勤費の計算方法は、本部就業規則、給与規程に準ずる。

(非常勤役員への講師及び原稿執筆謝金)

第6条 非常勤役員等が講演会講師又は原稿執筆を依頼されたときは、別表第IV「非常勤役員の報酬」のとおり謝金を支給するものとする。

- 2 運動本部は法令の定めるところに従って定率の源泉徴収を行った後、支給対象者に謝金を支払う。

(その他の費用)

第7条 運動本部は、役員の職務執行に伴う費用を支給する。

- 2 前項の支給は、原則として当該役員からの請求に応じ遅滞なく支払うものとし、その必要を運動本部が認めたものについては前払いとする。
- 3 前項の前払いを受けた役員は、事後遅滞なく精算を行わなければならない。

(公表)

第8条 運動本部は、この規程をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(実施の細則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 3 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

【別表第I】常勤役員の報酬月額

号	報酬月額
第1号	100,000円
第2号	150,000円
第3号	200,000円
第4号	250,000円
第5号	300,000円

【別表第Ⅱ】常勤役員の賞与

基準日在職の常勤役員の報酬月額 × 係数

※係数は、職員に支給される賞与額、法人の経理状況等に照らし、その都度妥当な水準として代表の承認を得たものとする。

【別表第Ⅲ】常勤役員の退職慰労金

報酬月額 × 年数 × 0.8 (係数)

【別表第Ⅳ】非常勤役員の報酬

報酬区分	報酬額又は標準単価
講演講師	講演時間 30分程度 10,000円
	講演時間 60分程度 20,000円
原稿執筆	400字（原稿用紙1枚につき）2,000円